

令和7年10月6日

稲沢市病院事業管理者
山口 竜 三 様

稲沢市情報公開・
個人情報保護審査会
会長 萩 原 聡 央

稲沢市行政情報公開条例第15条の規定に基づく令和6年9月30日付け6稲医第95号による諮問について、下記のとおり答申します。

記

稲沢市病院事業管理者が令和6年3月19日付け稲沢市行政情報公開可否決定通知書で行った一部非公開決定に関する処分についての審査請求について〔令和6年度諮問第1号〕

1. 審査会の結論

稲沢市病院事業管理者（以下「実施機関」という。）が令和6年3月19日付け稲沢市行政情報公開可否決定通知書で行った一部非公開決定に関する処分（以下「本件処分」という。）は妥当である。

2. 審査請求及び審査の経過

（1）審査請求人は、令和3年3月11日付けで稲沢市行政情報公開条例（以下「条例」という。）第9条及び稲沢市行政情報公開規則（以下「規則」という。）第4条に基づき、稲沢市行政情報公開請求書を提出し、実施機関はこれを受理した。

情報公開請求の対象文書は、「平成30年に市民病院で発生した医療事故のうち、手術中の止血ミスなどにより患者が死亡した事案の詳細を記した市民病院、事故調査委員会作成の一切の文書（以下「本件文書」という。）」である。

（2）実施機関は、以下の理由から令和3年3月24日付けで非公開決定処分を行った。

- ・ 条例第6条第1項第1号に規定する「個人に関する行政情報」に該当すること。
- ・ 遺族が情報の公表を希望していないことに反し、第三者へ開示することは遺族にとって著しい不利益になると考えられること。
- ・ 医療法第6条の11第1項に基づく医療事故調査に関して、調査内容を外部に公表することは想定されていないこと。

- (3) 審査請求人は、実施機関に対し、令和3年6月7日付けの審査請求書により、非公開決定を不服とする審査請求（以下「先行審査請求」という。）を行った。
- (4) 稲沢市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）は、実施機関に対し、令和6年2月9日付けで、実施機関の決定は妥当ではなく、一部非公開とすべきとの答申を行った。
- (5) 実施機関は、審査会からの答申を受け、非公開決定を取り消し、一部非公開とする裁決に基づき、令和6年3月19日付けで一部非公開決定処分を行った。
- (6) 審査請求人は、実施機関に対し、令和6年6月14日付けの審査請求書により、一部非公開決定を不服とする審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (7) 審査会は、本件審査請求について、令和6年9月30日付けで、実施機関から条例第15条の規定に基づく諮問を受けた。
- (8) 審査会は、令和7年3月4日に審査請求人から、令和7年3月7日に実施機関から「意見書」の提出を受けた。
- (9) 審査会は、令和7年3月31日に審査請求人及び実施機関から口頭意見陳述を受けた。

3. 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が主張している内容は、概ね次のとおりである。

- ・ 本件処分を取り消し、病名、手術内容、術式、死亡年月日、患者性別など事故の状況がわかるように公開することを求める。
- ・ 重大な医療事故について、近隣自治体病院は患者ら個人を特定せず、手術内容等の情報を請求に基づき公開している。
- ・ 広く国民の病院選択に資する情報であり、知る権利にも貢献するといった視点に立つて極力情報を公開すべきである。
- ・ 医療事故にあった患者・遺族の氏名・住所などを伏せて、主に事故の具体的内容や再発防止策について公開を求める。

4. 実施機関の主張の要旨

実施機関が主張している内容は、概ね次のとおりである。

- ・ 本審査請求は既に裁決をしたものであり、裁決に対する不服と同意であるため棄却を求める。
- ・ 請求のあった文書は条例第6条第1項第1号に規定する個人に関する行政情報に該当するものであり、病歴等は最も他人に知られたくない類のもので、秘匿すべき必要性が極めて高い。
- ・ 医療事故調査委員会において作成された文書を公開することは、医療安全管理業務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあることから、条例第6条第1項第4号

「実施機関内部若しくは実施機関相互又は実施機関と国等の機関との間における審議、検討、調査研究等に関する行政情報であつて、公開することにより、当該審議、検討、調査研究等に著しい支障が生ずるおそれのあるもの」に該当する。

- ・条例第3条第2項により、通常他人に知られたくない個人に関する行政情報がみだりに公にされないよう最大の配慮をしているものである。

5. 審査会の判断

本審査会は、本件審査請求に関し、先行審査請求における答申（令和6年2月9日付け答申）の妥当性及び本件審査請求の妥当性の2点が争点であると判断し、それぞれの争点について検討を行った。

（1）先行審査請求における答申（令和6年2月9日付け答申）の妥当性について

本件審査請求は、先行審査請求が前提であることは明らかであるため、先行審査請求における答申（令和6年2月9日付け答申。以下「前回答申」という。）について検討を行った。なお、前回答申において公開すべきとした部分は、本件審査請求の対象ではないため、本審査会における審議の対象としないものとする。

先行審査請求における答申において、審査会は、情報公開請求に対して非公開とした決定の一部を取り消し、公開すべきであるとの判断を示した。

そこで、本審査会において、前回答申に係る判断の理由を検討した結果、前回答申の「2遺族関連文書」並びに「3その他の文書」の「(イ)-b 患者の年齢、性別」、「(イ)-c 身長、体重、身体状態、病名、病歴」、「(ウ)-a 事故発生日時（死亡日）」、「(ウ)-b 手術日、手術内容、術式、診療科、入院病室」及び「(オ)日付」において非公開決定の根拠としていた稲沢市個人情報保護条例第17条第1項第2号の適用は不適切であり、いずれも条例第6条第1項第1号が根拠条文であることを確認した。ところで、条例第6条第1項第1号は、稲沢市個人情報保護条例17条1項（「特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」）のように、モザイクアプローチについて定めていない。しかし、条例にモザイクアプローチに係る定めがないからといって、条例がモザイクアプローチを否定していると判断することは妥当ではないと思われる。すなわち、条例第6条第1項第1号は、非公開情報としての個人に関する行政情報を「特定の個人が識別され、または識別され得るもの」とし、条例第3条第2項が「通常他人に知られたくない個人に関する行政情報がみだりに公にされないよう最大の配慮をするものとする」と定めており、この条例の趣旨に照らせば、「特定の個人が識別され、または識別され得る」情報に「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報」が含まれると解釈することが可能であり、条例はモザイクアプローチを否定していないと判断することが妥当であると考える。

この理解に基づき、本審査会で検討を行った結果、前回答申が稲沢市個人情報保護条

例第 17 条第 1 項第 2 号を根拠として非公開にするべきとした情報については、いずれも条例第 6 条第 1 項第 1 号に該当するため非公開にするべきと判断する。また、当該情報を非公開にするべきとした前回答申の結論それ自体は妥当であると判断する。

前回答申におけるその他の内容については、条例第 6 条第 1 項第 1 号及び第 4 号を根拠に非公開にするべきとした前回答申の判断を変更すべき理由は見当たらなかった。

したがって、本審査会は、前回答申について、結論において妥当であると判断する。

(2) 本件審査請求の妥当性について

実施機関は、前回答申において、公開するべきであるとされた部分は公開し、非公開が妥当とされた部分は非公開としたものである。審査請求人は本件審査請求において、医療事故の具体的内容、患者の属性（性別、年齢等）等の前回答申で非公開が妥当であるとされた部分について重ねて公開を求めているものであり、特段新たな主張は見られなかった。

審査請求においても、一事不再理の原則が適用されると解され、本件審査請求は先行審査請求と同じ判断対象について再度判断を求めるものであるため、本件審査請求は妥当ではないと判断する。

6. 結論

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

7. 付言

本審査会は、今回の答申において、上記の結論に達したが、本件審査請求の経緯を踏まえ、次のとおり意見を述べる。

決定通知書の教示において、本来であれば病院事業管理者あてであるべきところ、稲沢市長あてと記載したこと、非公開決定理由の不記載等の複数の瑕疵があったことは、審査請求人の指摘のとおりである。これは、行政機関としての信頼性に関わる重要な問題であるため、事務手続き上の誤りは無くすように努めていかなければならない。

実施機関においては、情報公開制度の趣旨を踏まえ、その事務手続きの重要性を十分に理解し、適正な事務執行が図られることを強く望むものである。

稲沢市情報公開・個人情報保護審査会

萩 原 聡 央 （会長）

三 品 さくら （会長職務代理）

市 橋 祐 樹 （委員）

加 藤 友 文 （委員）